

# 平成26年度 予算総額 105億円

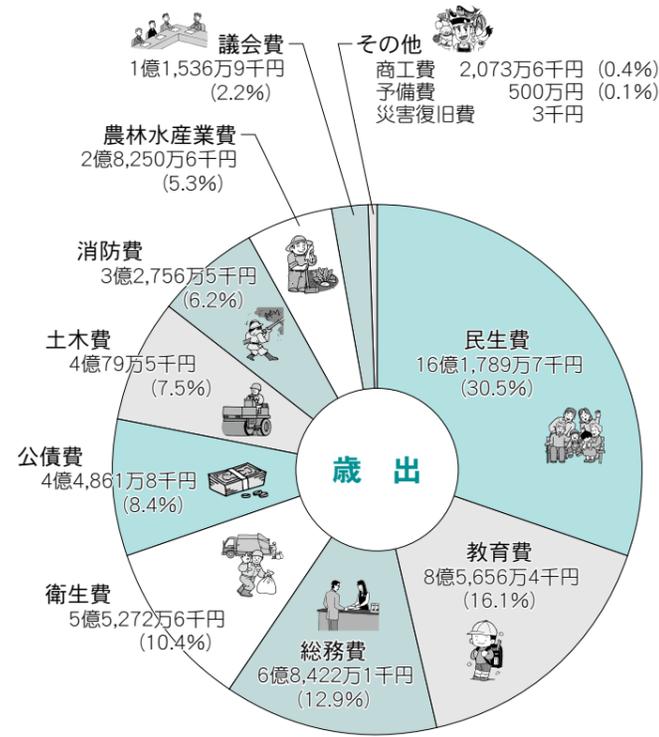
平成26年度美浦村一般会計、特別会計、企業会計の7会計の予算が、村議会の3月定例会において審議可決されました。総額で105億6,530万円となり、前年度に比べ5,022万円(0.5%)増の予算規模となりました。

### 特別会計予算 38億7,340万円

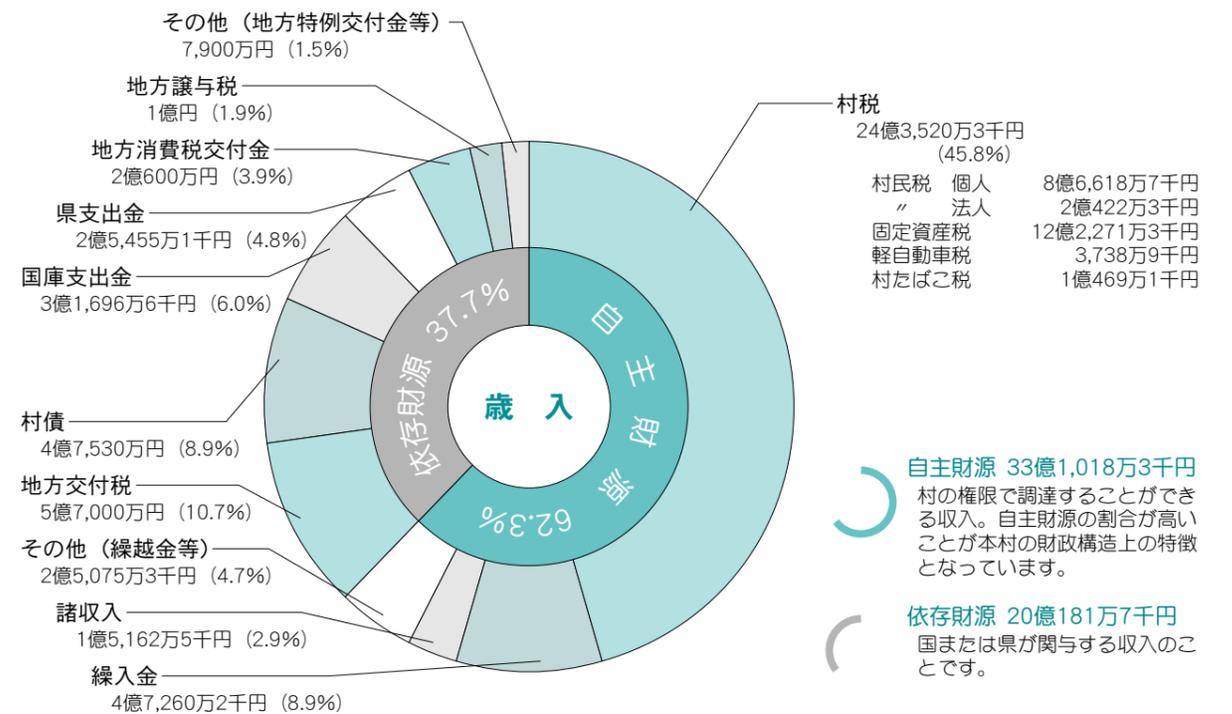
	予算額	前年度比
国民健康保険	19億6,720万円	4.7%減
農業集落排水事業	1億6,940万円	3.0%減
公共下水道事業	7億860万円	37.4%減
介護保険	9億1,590万円	0.2%増
後期高齢者医療	1億1,230万円	3.3%増

### 企業会計予算 13億7,990万円

		予算額	前年度比
水道事業	収益的	収入 5億9,000万円	1.6%増
		支出 5億9,000万円	
	資本的	収入 320万円	
		支出 6,000万円	
電気事業	収益的	収入 6,300万1千円	皆増
		支出 5,040万円	
	資本的	収入 6億7,950万円	
		支出 6億7,950万円	



### 一般会計予算 53億1,200万円



**自主財源 33億1,018万3千円**  
 村の権限で調達することができる収入。自主財源の割合が高いことが本村の財政構造上の特徴となっています。

**依存財源 20億181万7千円**  
 国または県が関与する収入のことです。

### 平成26年度予算概要

一般会計当初予算は、国民健康保険特別会計繰出金等の増額により4.7%減、農業集落排水事業特別会計は公債費で公的資金補償金免除繰上償還金を行ったこと等により3.0%減、公共下水道事業特別会計は公共下水道事業基金積立金の減額等により37.4%減、介護保険特別会計は保険給付費等の増額により0.2%増、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が増額となったこと等により3.3%増となりました。

特別会計は、国民健康保険特別会計で保険給付費等の減額により4.7%減、農業集落排水事業特別会計は公債費で公的資金補償金免除繰上償還金を行ったこと等により3.0%減、公共下水道事業特別会計は公共下水道事業基金積立金の減額等により37.4%減、介護保険特別会計は保険給付費等の増額により0.2%増、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が増額となったこと等により3.3%増となりました。

企業会計は、水道事業会計が1.6%増、事業初年度の電気事業会計は総額7億2,990万円、本年度は太陽光発電システム整備工事を行い、年間売電収入1,950万円を見込んでいます。

※地方消費税の税率引き上げによる増収分については、全額を社会保障施策に要する経費に充てています。  
**地方譲与税**：地方揮発油税、自動車重量税等から一定の基準で村へ譲与されるお金です。  
**地方特例交付金**：個人住民税の減収に対応するための減収補てん特例交付金があります。  
**その他**：利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金が計上されています。

金が中心で、そのほか各地区消防団の運営および施設、器具の整備等にあてられます。  
**農林水産業費**：産地確立推進事業を始めとする農業振興対策費、農業基盤整備事業のほかには水産業費、畜産業費等が計上されています。  
**議会費**：村議会活動、運営経費および議会広報等の経費にあてられます。  
**商工費**：商工業の振興等の経費が計上されています。  
**その他**：予算執行と見積との違いから生じる予算外の支出額を想定した予備費や災害によって生じた被害の復旧に要する災害復旧費が計上されています。

村の収入は、村税が全体の約45・8%を占め、他に各種交付金、村債等で構成されています。  
**村税**：村民税、固定資産税等4種類の税目があります。  
**繰入金**：特別会計および基金から繰り入れるお金です。  
**諸収入**：いずれの収入科目にも組み入れることのできない性質の収入を計上してあります。  
**繰越金**：平成25年度予算の決算上の剰余金を推定して計上してあります。  
**地方交付税**：地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源のつりあいを図るため、国から交付されるお金です。普通交付税並びに特別交付税の2種類があります。  
**村債**：村が公共施設の整備や財源不足に対応するため借入れするお金で、返済は会計年度を越えて長期に渡って行われます。  
**国・県支出金**：国、県から特定の事業経費として負担金や補助金等の名称で交付されるお金です。  
**地方消費税交付金**：地方消費税の1/2に相当する額を市町村の人口、従業者数により按分して交付されます。

村の支出は、目的別に配分予算化され、行政運営施策推進の経費として有効に活用されます。  
**民生費**：一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために必要な経費で、福祉施策の推進や保育所、児童館の運営経費等にあてられます。  
**教育費**：学校施設の整備、教育内容の充実および公民館活動、社会体育関係の事業のためにあてられます。  
**総務費**：行政推進を行うための全般的な事務経費、村施設等の維持管理費、選挙費、統計調査費等にあてられます。  
**衛生費**：健康で衛生的な生活環境を保持するための経費で、ゴミ処理および火葬場運営や各種住民健診等、みなさんの健康づくりのためにあてられます。  
**公債費**：これまでの各公共施設の整備事業等として借入れしたお金の元利償還金が計上されています。  
**土木費**：村道整備事業、都市計画費のほか、公共下水道事業特別会計への繰出金が計上されています。  
**消防費**：稲敷広域消防負担